

鳥取うみなみロード整備計画 （[第1章]走行環境整備方針）

- 走行環境整備方針
- ナショナルサイクルルート指定要件に基づく整備基本方針
- 矢羽根・ピクトグラム[○]の整備基準
- 危険箇所における整備基準
- 危険箇所整備例
 - 1) 橋梁部
 - 2) トンネル部
 - 3) 合流部
 - 4) 大型交差点
- ルート案内整備基準
- 整備実施方針
- 維持管理方針及び通報システム
- 走行環境整備実施計画

走行環境整備方針

本計画では、ナショナルサイクルートの指定要件のうち走行環境の整備方針を定める。

- 指定要件については、ハード・ソフト両面から一定の水準を満たす環境が必要であることに加え、それらの魅力的な環境を国内外に向けて情報発信すると共に、一貫したコンセプトの下で継続的に利用環境の水準の維持、更なる向上を図る必要があることを踏まえ、以下の観点、考え方に基づき設定。

観点	考え方
1. ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートが設定されている
2. 走行環境	迷わず安心、安全に走行できる環境が整備されている
3. 受入環境	サイクリストのニーズに対応したサポートが充実している
4. 情報発信	必要な情報が容易に入手可能である
5. 取組体制	質の高いサイクリング環境を維持し、更なる向上を図るための継続的な取り組み体制がある

- 指定要件を評価する評価項目及び評価基準は、ナショナルサイクルルートとして満たすべき評価基準を必須項目として設定し、指定の際にすべて満たしていることを基本とする。
- また、更なるサイクリング環境の向上を目指した取組を促すため、満たしていることが望ましい評価基準を推奨項目として設定する。
- 更なるサイクリング環境向上のため、追加的に対応すべき取組を、指定の条件とすることができるものとする。

※ナショナルサイクルルート制度 ナショナルサイクルルートの指定要件より

- ① 誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること
- ② 誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること

NCR指定要件に基づく整備基本方針

①誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること

要件	① 誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること	
考え方	多様なサイクリストが安全に利用できる走行環境が整備されており、その維持管理がされていることは大前提となるため	
評価項目 ◎: 必須項目 (必ずクリアすべき項目) ○: 推奨項目 (クリアが望ましい項目)	評価項目	評価基準
	走行環境の安全性	◎ <u>都市部(DID地区)においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。</u> なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。
		◎ <u>郊外部(DID地区以外)においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。</u> ただし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上でかつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保すること。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。 さらに、 <u>車道混在の場合は、100m程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に1.0m以上の幅員(排水施設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上の場合は外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保した上で100m程度の間隔で矢羽根を設置することとする。</u>
		○ 情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、注意喚起を図ること。⇒ 情報板の位置、基数が限られており、対応困難。
		◎ <u>トンネル、橋梁部、急勾配箇所等の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。</u>
		◎ <u>自転車損害賠償責任保険等の加入を義務(努力義務を含む)付ける条例が制定されていること。</u> ⇒ クリア条例制定済
快適性	◎ <u>未舗装区間がないこと。ただし、快適性の劣らない自然地の未舗装区間等を除く。</u> ⇒ クリア(未舗装区間なし)	
維持管理水準	○ 交差点では安全な通行を確保した上で、極力、一時停止の規制がなく、迂回する必要がなく通行可能であること。 ⇒ 交差点、合流部などルート設定上、一時停止はやむを得ない ○ 道路管理者等にルート管理基準(清掃・補修の水準)が設定され、維持管理の実施体制が明確であること。	
危険箇所等の通報システム	○ サイクリストから走行上問題がある(路面の陥没や突起、草や落ち葉等)箇所について、意見を収集して早期に補修等の対応できる仕組みが構築されていること。	

※ナショナルサイクルルート制度 指定要件の評価項目・評価基準より

NCR指定要件に基づく整備基本方針

<主なNCR指定要件（走行環境整備）>

都市部（DID地区）	自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、歩行者・自動車と分離された整備が行われていること（暫定形態含む）。
交通量1万台/以上	100m程度の間隔で矢羽根を設置、 更に 外側線の外側に1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m以上）の幅員を確保すること。
交通量1万台/未満	100m程度の間隔で矢羽根を設置、 又は 外側線の外側に1.0m以上の幅員を確保すること。

《基本方針》

◎走行環境の安全性

[現状] サイクリングルート上の理想形は、自動車及び歩行者と自転車が分離された自転車道若しくは自転車専用通行帯となるが、現実的には自動車と自転車が混在する「車道混在」の状況にある。

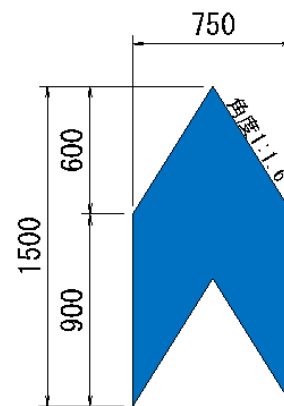
① 「車道混在」における自転車通行空間を確保するため、矢羽根路面表示の設置を行う。

（路肩拡幅、自転車通行帯等の整備はNCR指定後の整備課題）

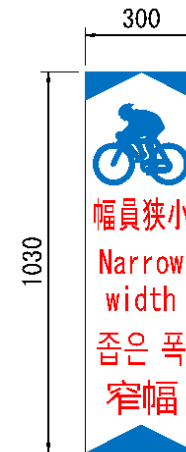
② トンネル、橋梁部、急勾配箇所^①に注意喚起の看板、路面表示を設置する。



矢羽根型路面表示



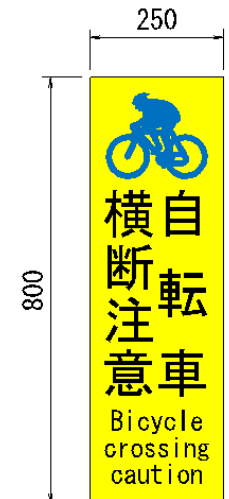
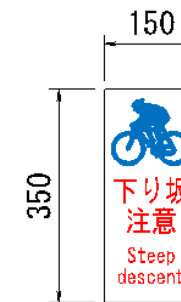
注意喚起路面表示



注意喚起看板

（サイクリスト向け）

（ドライバー向け）



◎快適性(クリア済)

・ルート上に未舗装区間はなし。

◎維持管理水準

・道路管理者による維持管理水準を設定する。

◎危険箇所等の通報システム

・通報システムを構築する。

NCR指定要件に基づく整備基本方針

②誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること

要件	② 誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること	
考え方	多様なサイクリストが、ルート上を迷うことなく目的地まで行けることが必要であるため	
評価項目 ◎: 必須項目 (必ずクリアすべき項目) ○: 推奨項目 (クリアが望ましい項目)	評価項目	評価基準
	ルートの案内	◎ <u>ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置されていること。</u> ・単路部: 概ね5kmごと ・分岐部: 必要箇所全箇所
		◎ <u>ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置されていること。</u> ただし、河川区域などで設置できない場合は除く。 ・単路部: 概ね5kmごと ・分岐部: 必要箇所全箇所
		○ 起点及び主要な目的地(主要都市や代表的な観光地等)までの距離を示す案内が一定間隔に設置されていること。
		○ ルート沿線のゲートウェイ・観光施設・拠点(サイクルステーション)への案内(方面・距離等)が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。
		◎ <u>海外のサイクリストでも認識可能な多言語(日英2か国語以上)やピクトグラムでの案内となっていること。</u>
	◎ ナショナルサイクルルート指定後に自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。 ⇒ ナショナルサイクルルートに指定後の処置	

※ナショナルサイクルルート制度 指定要件の評価項目・評価基準より

NCR指定要件に基づく整備基本方針

《基本方針》

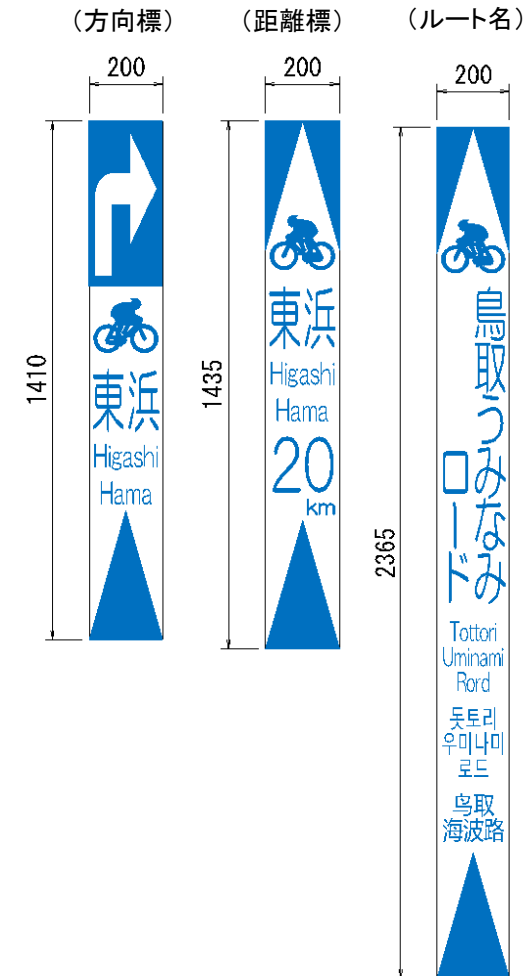
◎ルートのご案内

多様なサイクリストが、ルート上を迷うことなく目的地に行けるよう路面表示、案内看板を整備する。

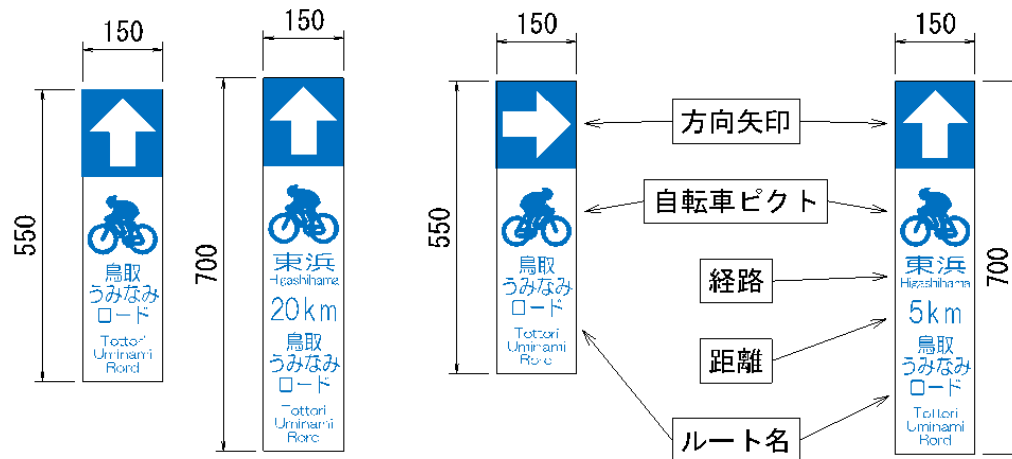
- ①ルート全線にルート名、自転車ピクトによる経路・距離に関する路面表示、案内看板を設置する。
- ②上記の路面表示等は海外のサイクリストでも認識可能な多言語表記とする。



路面表示



案内看板



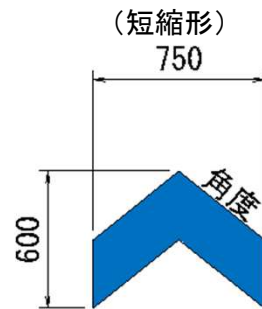
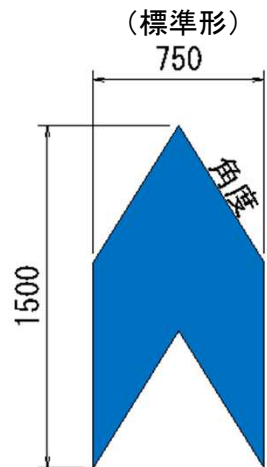
矢羽根・ピクトグラム整備基準

- 自転車の通行空間確保を図るため、サイクリストとドライバーの双方に自転車通行位置を示す、矢羽根及びピクトグラムを整備する。
- NCR指定要件上、路肩幅が確保された道路への設置は必須ではないが、ルート連続性を確保するため、全線(自転車歩行者専用道路を除く)に設置する。

①標準仕様

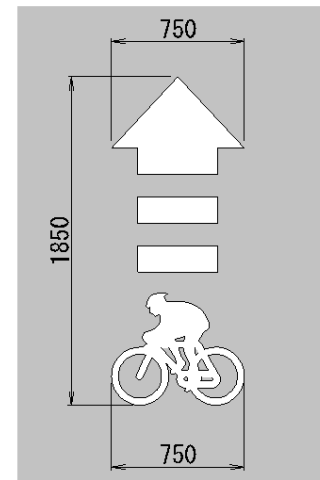
- ・安心で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月 国土交通省道路局、警察庁交通局)(以下「ガイドライン」という。)に準拠し、幅0.75m、長1.5m、角度1:1.6を標準形とする。
- ・道路幅員が狭小な箇所(生活道路等)においては、歩行者の通行や道路との調和を考慮し、幅0.75m、長0.6mの短縮形を採用する。
- ・ガイドラインに基づき、矢羽根型路面表示と合わせて一定間隔で自転車ピクトグラムを表示する。
- ・矢羽根の色は、ガイドラインで基本色を青色とされていること、鳥取うみなみロードの海を想起させる色として青色とし、ピクトグラムの色は基本色の白色とする。

矢羽根型路面表示



※道路幅員が狭小な箇所(生活道路等)において、歩行者の通行や道路との調和を考慮して縮小形を使用する。

自転車ピクトグラム

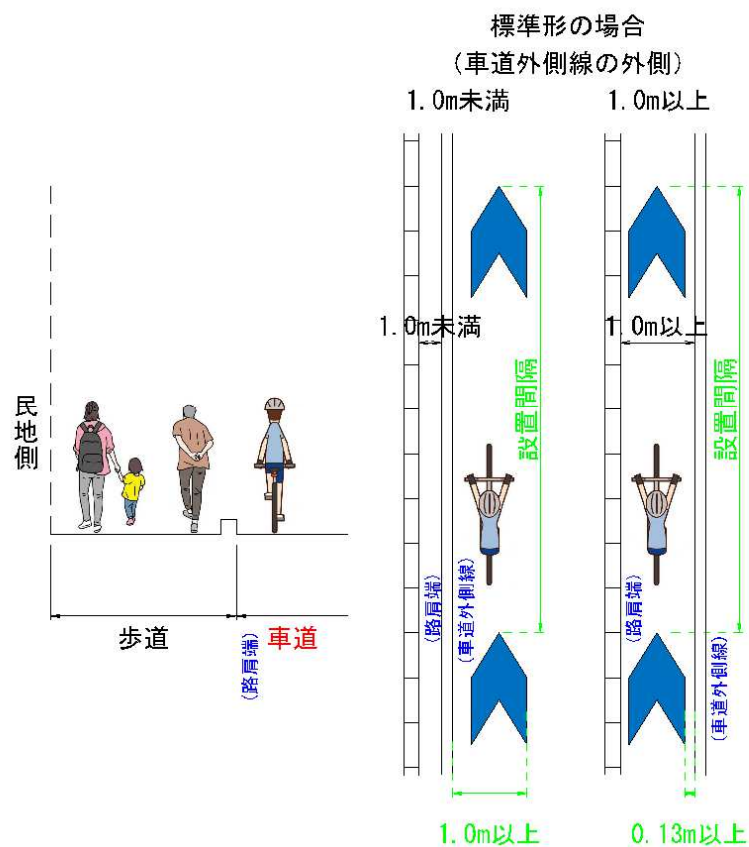


矢羽根・ピクトグラム整備基準

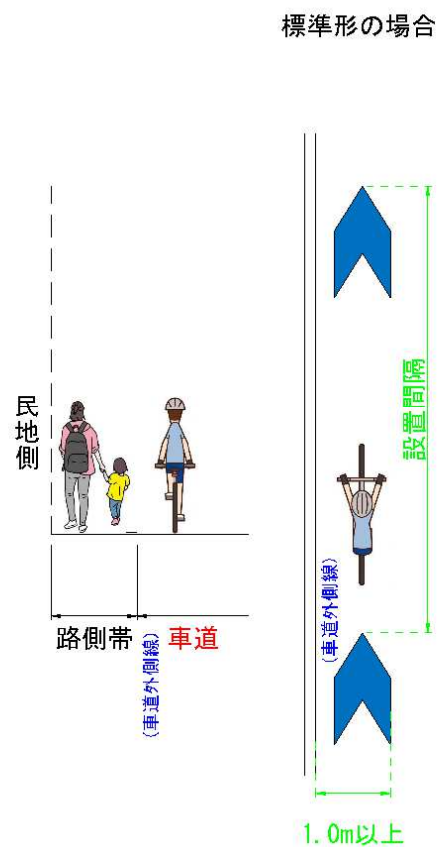
②設置位置

- ・設置位置は基本的にガイドラインに基づいて設定する。
 - ・自転車走行空間として走行幅1.0mを確保するよう矢羽根を設置する。
 - ・歩道のある道路では、矢羽根の右端が路肩端(排水施設を除く)から1.0m以上の位置に設置。
 - ・歩道のない道路では、矢羽根の右端が車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置に設置。
- ただし、車道外側線のない狭隘道路においては、自転車速度抑制の喚起を行ったうえで、路肩端から0.75m以上の位置に設置。

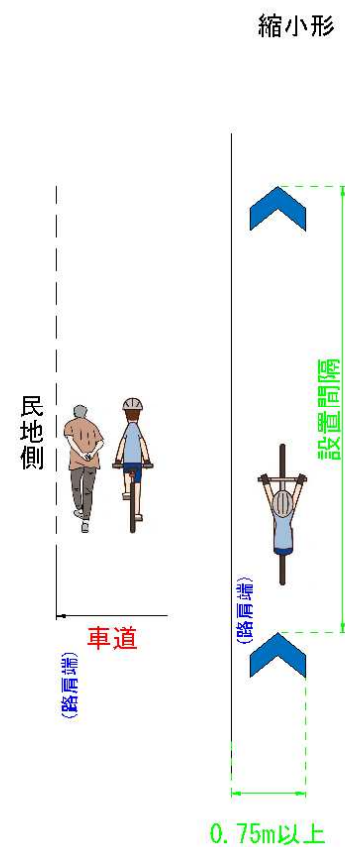
【歩道のある道路】



【歩道のない道路】



【車道外側線のない狭隘道路】



矢羽根・ピクトグラム整備基準

③設置間隔

⇒ NCR指定要件上、路肩幅が確保された道路への設置は必須ではないが、ルートの連続性を確保するため、全線(自転車歩行者専用道路を除く)に設置する。

《矢羽根》

[都市部<DID地区>]

・都市部においては、ガイドラインの基準を適用し、設置間隔10mとする。

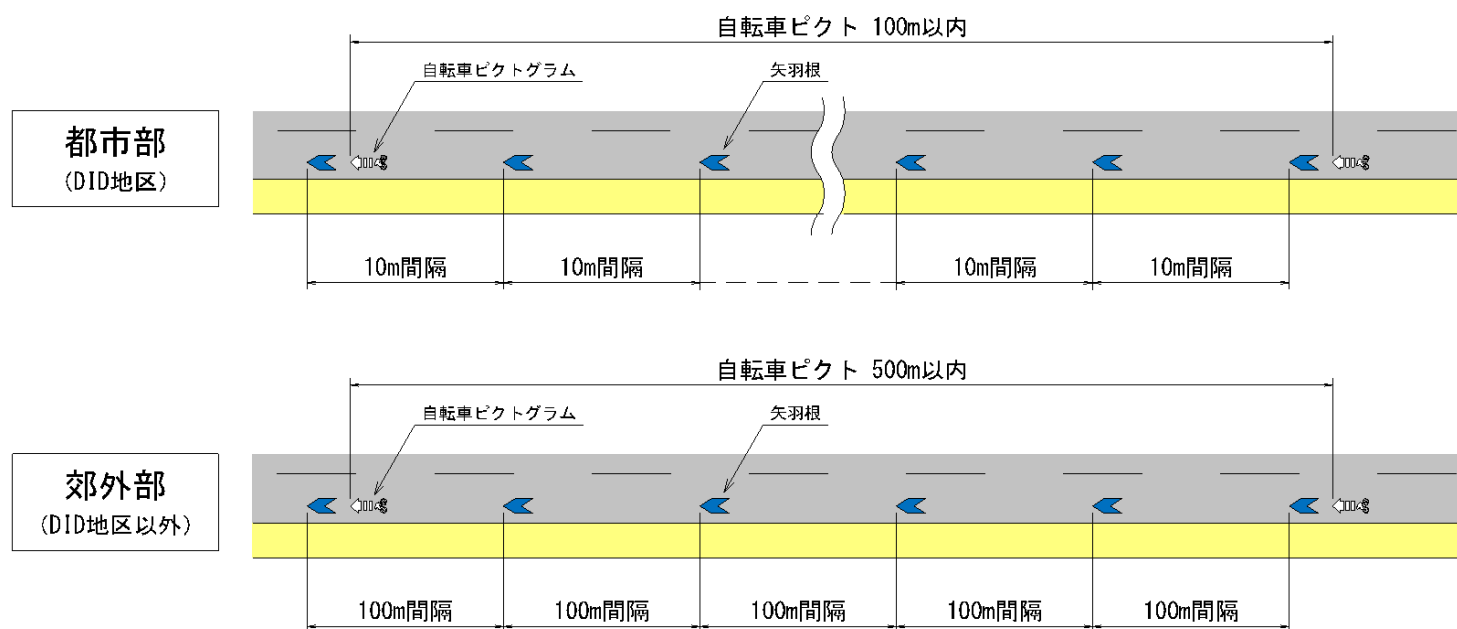
[郊外部]

・郊外部においては、NCR指定要件に準拠し、設置間隔を100mとする。

※ただし、生活道路等は30m間隔、交通量の多い道路(概ね交通量1万台以上/日)は50m間隔とする。

《自転車ピクトグラム》

・都市部では100m以内、郊外部では500m以内とする。



矢羽根・ピクトグラム整備基準

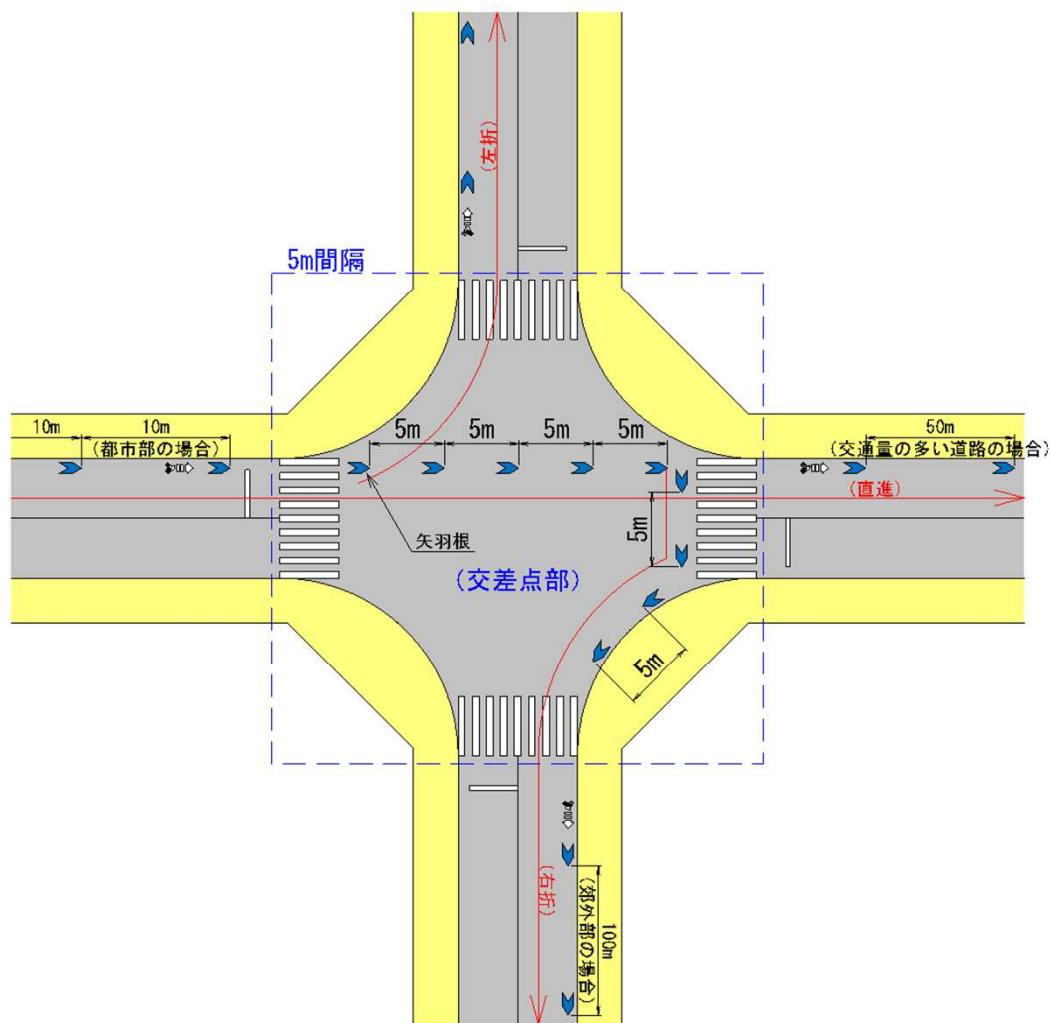
③設置間隔

○交差点部の設置間隔

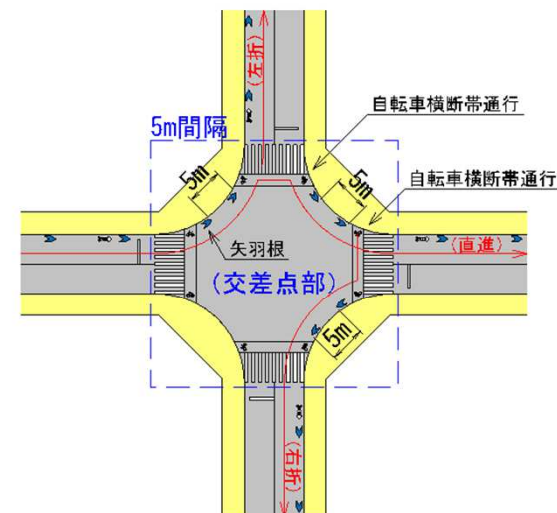
- ・ガイドラインの基準に準拠し、都市部・郊外部かかわらず設置間隔を5mとする。

(交差点部)

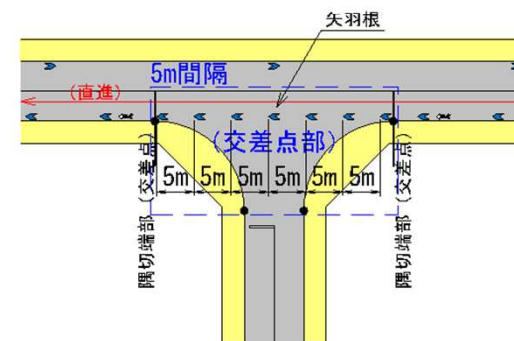
(横断歩道あり) 自転車横断帯なし



(横断歩道あり) 自転車横断帯あり



(横断歩道なし・停止線なし) 三枝交差点-T字型



※ 隠切端部を交差点部の基準とし設置すること。

危険箇所(トンネル、橋梁部、危険箇所等)における整備基準

○危険箇所では、主に路面表示によりサイクリストに注意喚起を行う(注意喚起看板は補助的に設置)こととし、必要に応じてドライバー向けの注意喚起看板(自転車横断注意等)を設置する。

(路面表示)

- ・W30cmとし、文字サイズ100mm(外国語は適宜)の4か国語(日本、英国、韓国、中国)表記とする。
※注意喚起の路面表示は認知性の向上を図るため、4か国語を採用する。
- ・白地の赤字表記とする。

(注意喚起看板)

- ・サイクリスト向けW15cm、文字サイズは適宜とし、ドライバー向けW25cm、文字サイズ100mm(外国語は適宜)とし、2か国語(日本、英国)表記とする。
- ・サイクリスト向けは白地の赤字表記、ドライバー向けは黄地に黒字とする。
- ・設置高さは、サイクリスト向けH1.5m、ドライバー向けH2.5mを基本とする。

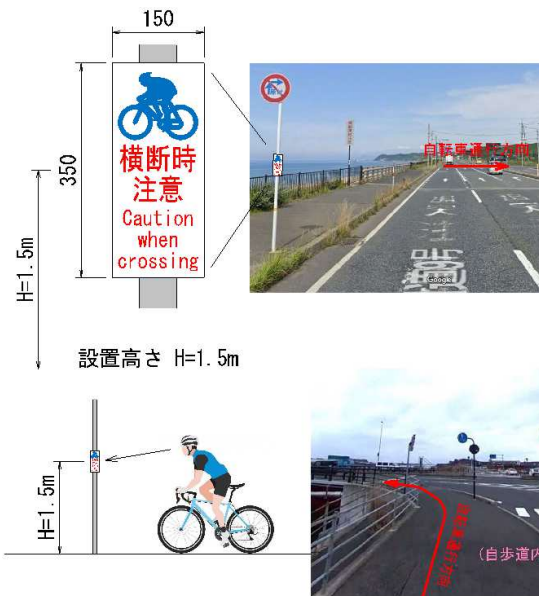
路面表示(注意喚起)



2か国語一覧表

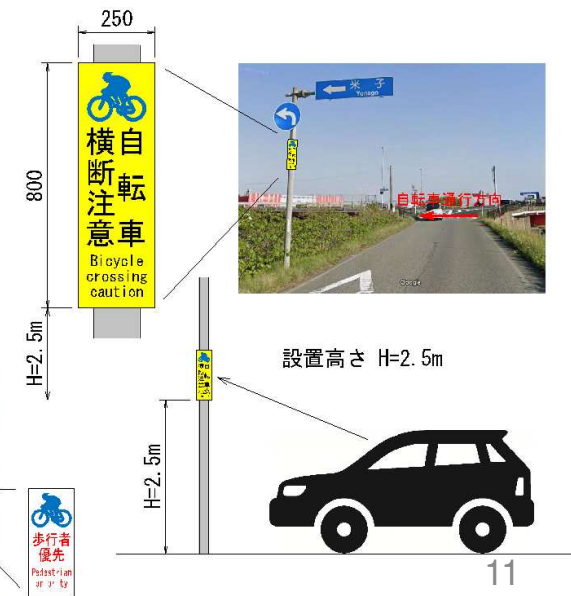
日本語	英語
下り坂注意	Steep descent
急カーブ連続	Steep curve
急カーブ注意	Sharp curves
左折後急坂	Steep slopes
横断時注意	Caution when crossing
幅員狭小	Narrow width
砂堆積	Sand deposit
ゆっくり	Slowly
歩行者注意	Pedestrian caution
自転車は歩道へ	Bike to sidewalk
自転車は車道へ	Bike to the road
歩行者優先	Pedestrian priority
自転車横断注意	Bicycle crossing caution

(サイクリスト向け)



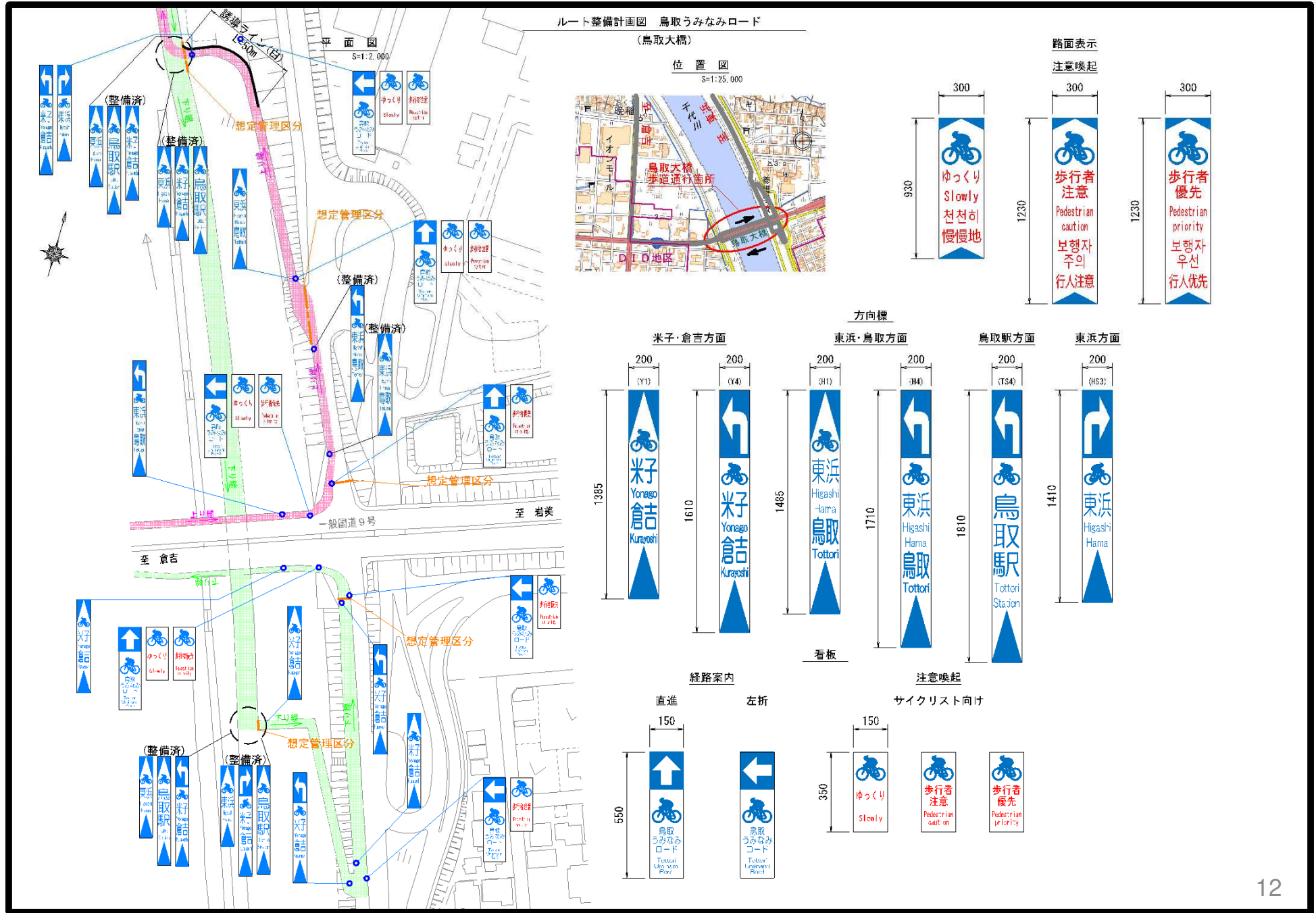
注意喚起看板

(ドライバー向け)



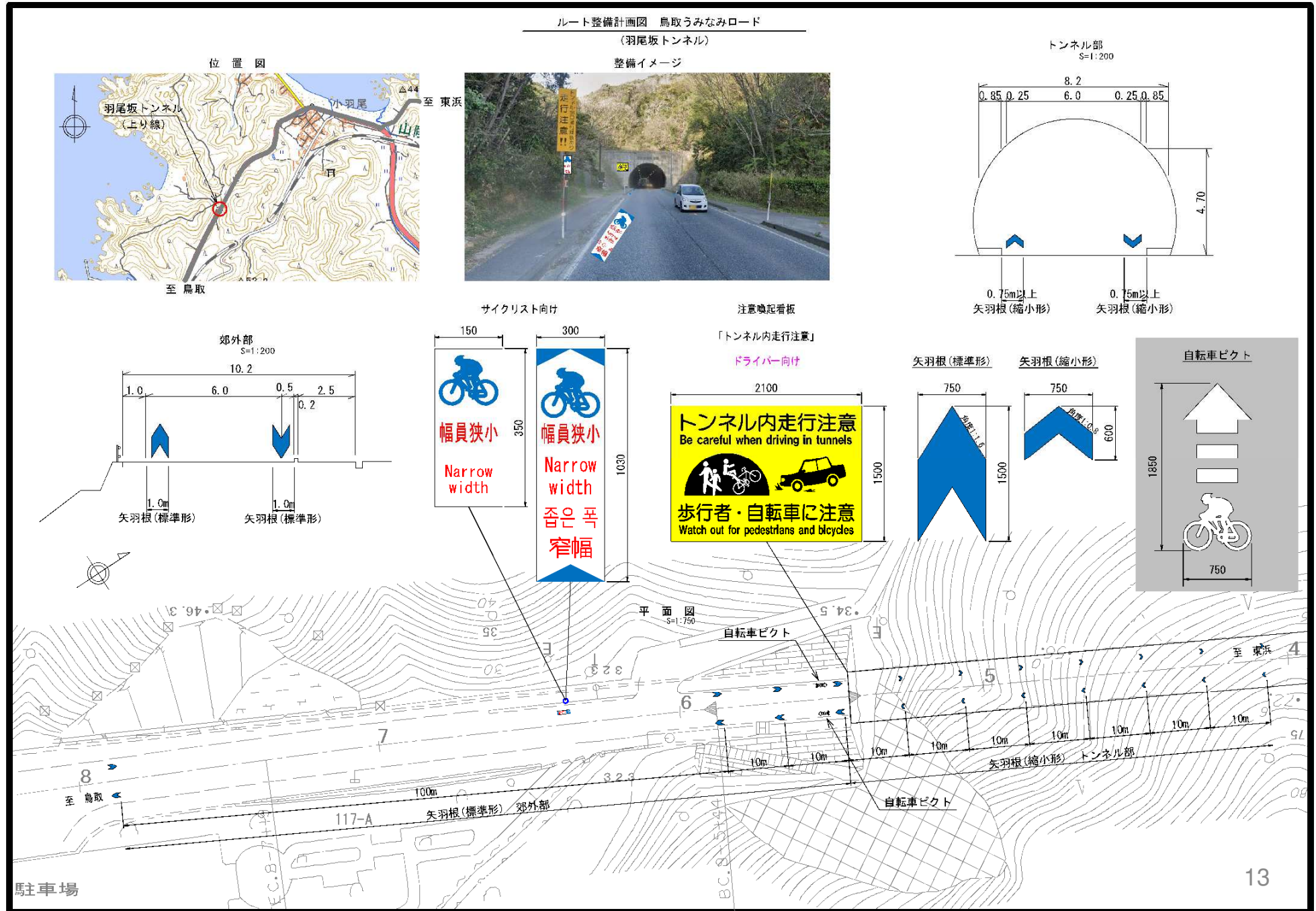
危険箇所整備例[橋梁部]

○橋梁部 整備例(鳥取大橋)



危険箇所整備例[トンネル部]

○トンネル部 整備例(羽根尾坂トンネル)



ルート案内整備基準

○ルート案内整備基準

ルート全線にルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示、案内看板を設置。

- ・単路部：概ね5kmごと
- ・分岐部：必要箇所全箇所
- ・海外のサイクリスト向けに日英2か国語を表示とする。

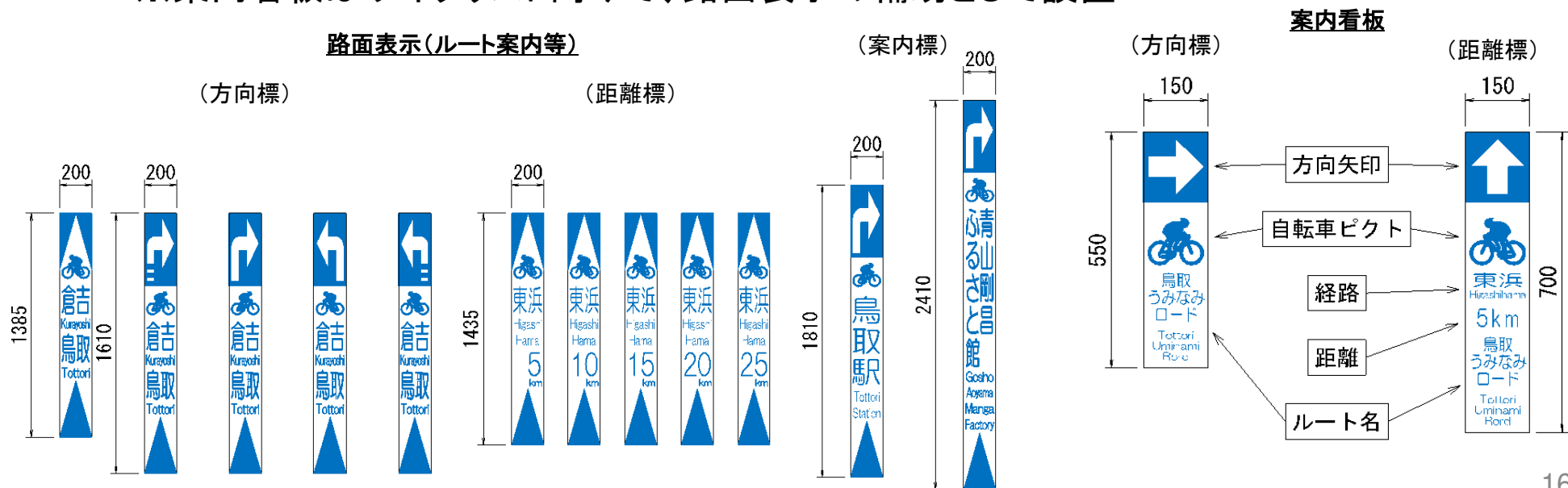
(路面表示)

- ・W20cmとし、文字サイズ100mm(ローマ字は適宜)とする。
- ・白地の青字表記とする。(過年度整備済の路面表示に準拠)

(案内看板)

- ・W15cmとし、ピクト、方向、距離など目的に応じた情報を記載する(文字の大きさは適宜)。

※案内看板はサイクリスト向けで、路面表示の補助として設置



整備実施方針

○整備実施方針

- ・走行環境整備に係る路面表示は、サイクリストを不特定多数の道路利用者と捉え、広く一般の道路利用者の用に供するための「道路の付属物」と位置付ける。
- ・案内看板、注意喚起看板は道路標識(案内標識、警戒標識)に位置付けることとし、各道路管理者において、整備・維持管理を実施する。

※一部の道路区域外の区間を除く。

【道路法(用語の定義)】

第2条第2項 この法律において「道路の付属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令でさだめるもの

【道路法施行令(道路の付属物)】

第34条の3 法第2条第2項第10号で定める道路の付属物は、次に掲げるものとする。

三 車両の運転者の視線を誘導するための施設

五 地点標

維持管理方針及び通報システム

○維持管理方針

- ・各道路管理者が実施する道路管理パトロールにより、日常的に点検を実施し、異常（ポットホール等）を発見した場合は、直ちに対処する。
- ・清掃、除草等の自転車走行環境確保のための作業は、自動車走行環境の確保と合わせて実施することを基本とするが、必要に応じて単独で実施する。
- ・舗装の管理は各道路管理者が定める舗装長寿命化計画等に基づき実施するが、損傷レベルが中程度を超えないよう舗装補修を実施することを基本とする。

損傷レベル中 ひび割れ率 20~40%



※鳥取県舗装長寿命化修繕計画より

○危険箇所等の通報システム

- ・別途実施の情報発信において、サイクリストからの通報システムを構築し、速やかに対策を実施する。

走行環境整備実施計画

○走行環境整備実施計画

走行環境(路肩拡幅や自転車通行帯の整備等を除く)、ルート案内の整備に令和4年度末から順次着手し、計画期間内の整備完了を目指す。

⇒整備完了によりNCR指定要件充足率は77%となる見込み

※各整備者において、可能な限り速やかな整備完了を目指す。

※交差点改良等、道路改良事業実施中の箇所を除く。道路改良事業完了後、速やかに整備を行う。

整備メニュー	整備項目	整備目標	現況		計画期末	
			整備数	整備率	整備数	整備率
安心安全	矢羽根	3,927箇所	0箇所	0%	3,927箇所	100%
	自転車ヒケグラム	690箇所	0箇所	0%	690箇所	100%
	注意喚起(路面表示)	97箇所	0箇所	0%	97箇所	100%
	注意喚起(看板)	100箇所	0箇所	0%	100箇所	100%
ルート案内	方向表示	453箇所	220箇所	49%	453箇所	100%
	距離表示	34箇所	19箇所	56%	34箇所	100%
	ルート名表示	267箇所	0箇所	0%	267箇所	100%
	案内看板	326箇所	0箇所	0%	326箇所	100%

※整備数量は概算数量で詳細な配置精査の結果、変更となる場合がある。

○更なる走行環境の改善

上記の整備完了後も自転車利用状況、自動車交通量等を勘案し、路肩整備等の走行環境整備に取り組み、更なる安全性向上を目指すものとする。